

様式第7号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成の目標等に関する書類）

（1）大学・学科の設置理念

① 大学

（本学の設置の経緯・経過と建学の精神）

大阪総合保育大学の設置母体である学校法人城南学園は、子ども総合保育センター、保育所・幼稚園から小・中・高等学校、短期大学から4年制大学、大学院博士後期課程までを設置し、一貫教育を行っている歴史と伝統のある総合学園である。本学園は、1935年創立以来、「自主自律」「清和気品」の建学の精神を継承し、幼児教育・社会福祉に貢献できる人材を社会に送り出してきた。

現在、本学は児童保育学部には2つの学科「児童保育学科」（定員110名、2006年4月設置）と「乳児保育学科」（定員70名、2020年4月設置）を設置し、両学科で初等教育教員養成及び保育者養成の社会的要請に応えている。大阪府下を中心に近隣他府県や関西圏以外にも、幼稚園教諭・小学校教諭・特別支援学校教諭、保育士を輩出しており、例年、専門就職率90%超（就職率100%）を誇っている（児童保育学科実績）。なお「児童保育学科」では幼稚園教諭・小学校教諭・特別支援教諭（知的障害者・肢体不自由者・病弱者の領域）の教員免許課程と保育士資格の課程を置いている。「乳児保育学科」では幼稚園教諭の教員免許課程と保育士資格の課程に加えて、本学独自の資格課程として乳児保育士資格の課程を置いている。

大阪総合保育大学は2006年4月に児童保育学科を開設、2010年4月に大学院児童保育研究科修士課程を開設、2012年度に、さらに高度な人材養成をめざすために博士後期課程を開設し社会に貢献する人材を養成してきた。その間、2008年4月には子ども総合保育センター、2011年4月には総合保育研究所を立ち上げ、地域に開かれた大学として貢献してきた。総合保育研究所の目的は、保育に関する理論と実践を融合した総合的研究を推進し、本学及び城南学園付属校・園・センターとそれ以外の校・園の教員等、並びに大学院生の研究・研修の場とするとともに、その成果を広く社会に発信して、保育の質的向上に寄与するところにある。

2020年4月に設置した児童保育学部「乳児保育学科」は、子どもを取り巻く社会の変化に適応した人材を養成するため、人を育てる基盤となる就学前の養成を「前期幼児教育」・「後期幼児教育」とし、さらに満3歳未満の「乳児保育」に対する専門的子ども理解、理論と実践を融合した養成の枠組みが必要であると判断し、保育士・幼稚園教諭の養成を行っている。

本学は開学以来、子どもや子育てを取り巻く環境の変化、乳幼児教育を取り巻く急激な変化や制度の変化に対応した養成を行っている。少子化の進行や共働き家庭の一般化、子どもたちを取り巻く環境や医療・福祉、文化創造などの変化により、保育・教育職に求められる役割は以前にも増しており、子育て支援のさまざまな課題への対応のためにも、総合的かつ俯瞰的な視点をもつ人材の育成が求められている。さらに幼・保・小の連携重視や特別な支援を要する乳幼児や児童への対応など、より専門職を養成する4年制教育が求められている。

そのため本学は、「自主自律」「清和気品」「敬天愛人」という建学の精神のもと、時代に即した最良の子育て支援を実践する知識・技能を修め、わが国の未来を保育と教育で担う強い使命感と豊かな人格を陶冶した人材を育てることにより、広く社会の発展に貢献することを使命としている。

（本学のディプロマ・ポリシーについて）

本学では、次のように児童保育学科、乳児保育学科共通のディプロマ・ポリシーを掲げている。

本学は、三つの建学の精神「自主自律」、「清和気品」、「敬天愛人」と保育者・教育者養成校としての社会的使命に基づき設定された教育課程を修め、基準となる単位数124単位以上を修得した学生に学位（教育学 学士）を授与します。

1. 建学の精神である「自主自律」に基づき、自律した個人として主体的に行動するとともに、自らの行動に責任を取ることができる。
2. 建学の精神である「清和気品」を体得し、繊細で豊かな感受性と思いやりの心をもって、乳幼児期から児童期

までの子どもの心身の発達について観察・理解し、子どもの育ちを支援することができる。

3. 建学の精神である「敬天愛人」を戴し、すべての子ども・人間に分け隔てなく、温かい愛情を注ぐとともに、保育者・教育者としての使命感をもって保護者・地域・社会にも貢献することができる。

4. 保育・教育について専門的に学修し、取得した資格・免許に応じた校種ごとに特徴的な保育・教育内容や方法、子どもおよび保護者支援について必要な知識・技能・態度を身につけている。

5. 保育・教育を取り巻く現代社会と世界について広く豊かな教養をもつとともに、保育者・教育者に必要なコミュニケーション能力、論理的思考力、総合的判断力を身につけている。

6. 保育・教育現場の諸問題に関心をもって取り組み、他者と協力・連携しながら問題の解決に努める強い実践的意欲をもっている。

上記のディプロマ・ポリシーのもと、わが国の保育・教育・社会福祉・医療を支える一員として、常に社会の変化に柔軟に対応できる保育・教育活動ができるとともに、学校や家庭、地域、自治体へとアプローチを拡大し、スペシャリストとして役割を遂行できる高度な実践力を養うことを目的にした教育を行っている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

乳児保育学科に、幼稚園免許を基礎免許とした特別支援教育（知的障害者・肢体不自由者・病弱者の領域）の免許課程を置く。

乳児保育学科は、上記の6つのディプロマ・ポリシーを踏まえ、幼児教育におけるより高度な専門性を高めることを目的とした学科である。就学前の乳幼児期の子どもを、後期幼児期（満3歳以上）・前期幼児期（満3歳未満）および乳児期（0歳）と区分し、その成長と発達の連続性を学び、子ども理解に基づく教育・保育を実践する人材を養成することを目的としている。幼稚園教諭免許及び保育士資格の取得を基本とし、本学独自の「乳児保育士」資格取得を可能としている。そのため次のような資質・能力を身につけることを目指している。

- ①幼児教育及び乳児保育に関する教師・保育士として必要とされる基礎的な知識や考え方
- ②幼児期及び乳児期という子ども理解（発達過程を理解）に基づいた子どもに働きかける力
- ③人間として子ども（赤ちゃん）を尊敬し、子ども（赤ちゃん）の気持ちを尊重する態度
- ④多様な生活文化を背景として育つ子ども理解及び子ども同士の関係を理解する態度
- ⑤専門的な知識に基づき自ら課題を発見し探究する態度

このように乳児保育学科は、人間としての基盤となる重要な乳児期から理解し、前期幼児期（満3歳未満）から後期幼児期（満3歳以上）への接続を理解した教育・保育の実践を行うことができる豊かな教養と高い専門性を身につけた人材の養成を目指す。それとともに、「自主自律」「清和気品」「敬天愛人」という建学の精神のもと、子どもへ熱い情熱を持ち、子どもを尊敬し、子どもを深く理解し、積極的に関わろうとする意欲ある人材養成を目指している。

卒業後は、幼稚園・幼保連携型認定こども園のほか、保育所、乳児院をはじめとした児童福祉施設、または病児保育室、病棟保育室、子育て支援室などの医療・子育て関係機関、小規模保育所、在宅保育等子どもの生活文化や対人援助に関わる企業等で社会的使命に基づき働くことを目指している。

さらに乳児保育学科の理念と特性を生かし、医療的ケア児への対応、知的障害・肢体不自由者・病弱者への早期発見・早期療育への対応できる人材育成のために、インクルーシブな保育・教育を目指した特別支援教諭（知的障害者・肢体不自由者・病弱者の領域）の免許取得を可能にし、養成校としての使命を果たしていきたいと考えている。

(2) 教員養成の目標・計画

①大学

6つのディプロマ・ポリシーの目的達成のために、1年次からの教育・保育現場でのインターンシッ

プ実習を重ね、各授業(講義・演習)でのアクティブ・ラーニングやICT機器を活用した授業により実践的、応答的な学びと、現場体験が往還的な学びになるように教育課程を編成している。

このディプロマ・ポリシーのもと、児童保育学科では、教員養成の目標として「幼・保・小」の連携のとれた教育ができる人材を育てるべく、乳児期・幼児期・児童期の発達過程の接続や子ども理解をめざし、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭の養成を行ってきた。さらには学校教育現場並びに保育現場での特別支援教育(とくに知的障害・肢体不自由者・病弱者)のニーズの高まりを受けて、2013年度入学生からインクルーシブな保育・教育を目指した特別支援教諭(知・肢・病領域)の資格・免許取得を可能にし、養成校としての使命を果たしてきた。児童保育学科は、就学前の基盤となる多様な幼児教育(幼稚園・こども園・保育所・施設・家庭等)と就学期への移行や小学校との連携・接続を理解した教育・保育の実践を行うことができる豊かな教養と高い専門性を身につけた人材の養成を目指している。またインクルーシブな保育・教育の視点や情熱を持ち、子どもを尊敬し、子どもを深く理解し、積極的に関わろうとする意欲ある人材養成を目指して、教育課程を編成している。

(インターンシップ実習を通じた教員養成の目標)

とくに本学の教育の特色である教育・保育現場でのインターンシップ実習については、次の通りである。インターンシップ実習については、1年間同じ幼稚園・保育所、小学校等で週1回(1日8時間)の職業体験を行っている(年間20週以上参加)。

1年次「子どもと現場との出会い」として、「教育・保育現場の一日の流れを知る」「四季折々(時期)による教育・保育現場の変化を知る」「多様な子どもとの出会う中で個に応じた関わりを身につけていく」「先生方の教育・保育のあり方を知る」ことを中心とした体験を通じた学びを行う。

2年次「子どもと現場から学ぶ」として、1年次に知ったこと・身につけたことを踏まえて、「幼児理解・児童理解の視点」「子どもへの関わり方」「小学校であれば授業の方法/保育現場であれば保育の方法」を中心に意識的に学びを深める。

3年次「視野を広げる」として、1年次もしくは2年次とは違う教育・保育現場でのインターンシップ実習を経験し、それまでに経験し学びを重ねてきたこととは違う教育・保育現場で視野を広げていく。それまで学んできたことを踏まえつつも、違うタイプの教育・保育のあり方や考え方の違いに出会う中で、視野を広げながら学びを深めていく。

4年次「学びを深める・つなげる」として、最終学年としてのインターンシップ実習先での学びと、それまでの講義や演習で学んできたことを結び付けながら、各現場での「幼児理解/児童理解」「授業の方法/保育の方法」の意味を掘り下げていく。

これらのインターンシップ実習での体験や学びを深めることができるように、大学独自科目としてインターンシップ実習とセットで行われる学内での「保育実践学習」をおき、学びを深めることができるようにしている。

このように本学では、前述のインターンシップ実習を行っているので、幼稚園免許・小学校免許取得のための教育実習、保育士資格のための保育実習は、余力を持って行うことができている状況がある。

②学科等(認定を受けようとする学科等のみ)

この20年あまりの急激な変化を遂げる幼児教育・保育を取り巻く環境の変化に対応して、乳児保育学科では、教学理念及び学部・学科の教育研究上の目的に則って人材育成をしている。

教員養成の目標として幅広い教養、幼児教育・保育に関する専門的知識の習得、また他者との協

働性を構築する力、アクティブ・ラーニング等で対話することができる授業や教育方法に取り組む中で、豊かな知識と人間性を基礎とし、専門職として学び続けることができる力を育て、多様化する社会の様々な保育・教育に適切に対応することができる人材養成を目指し教育課程を編成している。そのため、乳児保育学科では幼稚園教諭、保育士の養成を基盤とし、前期幼児教育（満3歳未満）及び乳児保育の理論を学ぶとともに、人間教育の根源として赤ちゃんが「ひと」になる発達過程を学ぶ。また小規模保育所等が増加する中で、前期幼児教育（満3歳未満）及び乳児保育におけるクラス経営という保育実践を学ぶ。すなわち、保育者は子どもにどのように関わっていくのか、どのようなねらい・目的を持って保育実践をしていくのかを学ぶ。専門科目は、以下の7つのアプローチから構成されていることが特徴である。

- ① 医学・生理学・身体学からのアプローチ
- ② 脳化学・発達心理学からのアプローチ
- ③ 児童福祉からのアプローチ
- ④ 後期幼児教育（満3歳以上）：幼児教育学からのアプローチ
- ⑤ 前期幼児教育（満3歳未満）：乳児保育学（基礎論）からのアプローチ
- ⑥ 前期幼児教育（満3歳未満）：乳児保育実践学（実践論）からのアプローチ
- ⑦ 乳児保育（0歳児）：赤ちゃん学からのアプローチ

このように乳児保育学科では、従前の幼稚園免許課程及び保育士資格課程を踏まえながら、より幼児期の「医学・生理学・身体学」「脳化学・発達心理学」等の専門性を高めた教員養成を行っていくための教育課程を編成している。

（インターンシップ実習を通じた教員養成の目標）

インターンシップ実習を通じた教員養成の目標については前述した通りであるが、乳児保育学科ではインターンシップ実習先は「幼稚園」「認定こども園」「保育所」「児童福祉施設」を対象としている。また幼稚園でのインターンシップ実習については、全員が必ず経験できるようにしている。

また、これらとは別に、知的障害児・肢体不自由児・病弱児への対応について実践的に学ぶための病児保育等体験実習を2年次、3年次、4年次と積み重ねていく教育課程を編成している。

（3）認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

① 特別支援教育をめぐる現状（社会的な情勢）

従来から特別支援教育において、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症等を含めた障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものとされてきた。学校教育現場においても、とくに知的障害・肢体不自由者・病弱者への特別支援教育が特別支援学校だけではなく、特別支援学級での通級指導等に対応できる専門性を持った教員養成や現職の教員の人材育成が求められている。

そのようななか、2021年1月の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告が示された。同報告p.2には「これからの特別支援教育の方向性」として「特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくため

に、引き続き、①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備、②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく。」ことが示されている。このように障害のある幼児・児童・生徒の教育は、障害の重度・重複化、複雑化、多様化に適切に対応しつつ、インクルーシブ教育システムの理念のもと、学校内の協力体制の構築や、関係機関との連携協力、生涯にわたる支援など、従前以上に教育体制の改善・整備が求められている。

特別支援教育コーディネーターの配置は、全国の小・中学校と特別支援学校をはじめ、幼稚園や高等学校でも進められているが、「幼稚園等の支援体制の整備」（同報告p.4）によると、「幼稚園等における特別支援教育を推進するための人的体制等は必ずしも十分でない」との現状が示されている。そのためにも、就学前における早期からの相談・支援の充実として「幼稚園等が適切な支援を継続的に行えるように特別支援教育コーディネーターの指名等の園内体制の整備や関係機関との連携、外部専門家等との連携による人的体制の充実とともに、特に幼児教育の観点から特別支援教育を充実するために教師や特別支援教育コーディネーター、特別支援教育支援員の資質の向上に向けた研修機会の充実が期待される」ということが示されている。

他方、幼稚園や保育所・認定こども園等の就学前の施設においては、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を必要とする幼児数・園児数は増加傾向にあるなど、障害の早期発見・早期支援のニーズが指摘されている（同報告p.4）。特に発達障害の幼児期の気になる行動が障害の特性によるものであることに気が付かず、不適切な対応をとってしまうケースもあるため、乳幼児健診や就学時健診等における気付きを保護者や就学先、関係機関と共有し、必要に応じて適切な教育相談につないでおくことが、不適切な対応による二次的な課題を防ぐことにもつながる。このため早期発見・早期支援の観点から、本人や保護者支援及び関係者の理解促進の更なる充実が求められる（同報告p.5）。

また、中央教育審議会(2021)の「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」において、「幼児教育の質の向上」で「④特別な配慮を必要とする幼児への支援」(pp.34-35)や、「障害のある子供の学びの場の整備・連携強化」において「①就学前における早期からの相談・支援の充実」(pp.60-61)というように、就学前からの特別支援教育が求められている。これは、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告(2021年1月)の「就学前における早期からの相談・支援の充実」(報告pp.4-6)、「全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性」(報告pp.14-15)、「就学前からの連携」(報告p.26)が反映されたものであるが、就学前からの特別支援教育の充実と専門性の向上が喫緊の課題として求められている。

このことを踏まえると、とくに就学前の教育・保育施設においてニーズが高い医療的ケア児への対応、知的障害・肢体不自由者・病弱者の早期発見・早期療育の対応をしていくためにも教員養成段階からそのような学びを深めた人材育成が求められている。

② 本学科における特別支援教育教員養成の必要性

小学校以降の教育現場では、特別支援学校や特別支援学級での通級指導等で対応していることが多いが、幼稚園においては公立・私立を問わずインクルーシブ保育として1学級内に支援担当が多い（保育所、認定こども園でも同様のことが多い）。そのため、これまで児童保育学科や乳児保育学科において幼稚園でのインターンシップ実習や教育実習を通して学生たちは、特別な支援を必要とする子どもに多く出会ってきている。ヘッドギアを装着した医療的ケア児と出会い、ダウン症児や発達障害児との出会いなどを通して、本学の教員養成で大事にしているインクルー

シブな保育・教育の視点や情熱を持ち、子どもを尊敬するということはどのようなことなのかを自問自答している学生たちが多い。そのため、インターンシップ実習とセットで行われる学内での「保育実践学習」では、ほぼ毎回、そのことが学生たちの議論の1つとなっている。

また乳児保育学科では、幼稚園免許課程及び保育士資格課程を踏まえながら、「医学・生理学・身体学」「脳化学・発達心理学」等の専門性を高めた教員養成を行っていくための教育課程を編成し、本学独自の専門科目「赤ちゃんの人体としくみ、赤ちゃんの神経学、赤ちゃんの生理学、乳児の身体と生理学、乳児の情動と生理学、乳児の脳生理学、赤ちゃんの発達心理学、前期乳児の発達心理学、後期乳児の発達心理学」などではいわゆる定型発達について学ぶだけでなく、非定型発達（すなわち特別な支援を必要とする子どもの発達）についても学んでいる。また「病児保育、赤ちゃんの看護、赤ちゃんの災害救急」といった科目も設置し、その学びの一環として病児保育等体験実習を実施しており、すでに病弱児だけでなく、知的障害児・肢体不自由児への対応の実際について実習を通して学んでいる。

このように乳児保育学科では、幼稚園免許課程及び保育士資格課程に必要な科目群に加え、すでに乳幼児期の「医学・生理学・身体学」「脳化学・発達心理学」の学びや病児保育等体験実習を実施している。これらの学びや体験を土台に、知・肢・病領域の特別支援教育免許課程を設置することによって、より学びが充実し、幼稚園、認定こども園、保育所等の就学前の教育・保育現場にさらに実践的に生かしていくことができると考えられる。

それによって、本学科において幼稚園や認定こども園での特別支援教育を担う人材、保育所や子育て支援等でも特別支援教育（障害をもった児童に対する支援）を担う人材を輩出し、教員養成校に求められる社会的役割に応えていきたいと考えている。

様式第7号イ

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

組織名称：	教務委員会
目的：	学部の授業運営及び教務事項にかかる事項を審議し、必要な措置を講じることを目的とする。
責任者：	教務部長
構成員(役職・人数)：	部長1名、委員長2名、委員4名、課長1名、課長代理2名、係1名
運営方法：	原則毎月、委員会を実施している。

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



II. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

特になし

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称：	インターンシップ実習
連携先との調整方法：	大阪府下の各教育委員会と4月段階でインターンシップ実習について協議している。
具体的な内容：	学生は幼稚園、小学校等で毎週1日、通年でインターンシップ実習をしている。 1年生、2年生は全員必修であり、3年生、4年生は選択である。

III. 教職指導の状況

<p>キャリア支援センター内の教職支援室が中心となり、教職課程のガイダンス、履修指導及び各種相談への対応等を行っている。教職支援室においては、小学校・特別支援学校・幼稚園で勤務経験のある実務家教員が学生からの相談や助言・指導を行っている。</p> <p>また、1年生からゼミ担当の教員を決めて、一人一人の学生にきめ細かく対応している。</p>

様式第7号ウ

＜乳児保育学科＞（認定課程：特支一種免）

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	「特別支援教育総合演習」を通して、障害という状態や概念について知り、特別な支援を必要とする乳幼児、児童および生徒の基本的な障害の特性や課題、さらに心身の発達についての基礎的な知識を習得する。また、「保育実践学習Ⅰ」を通して、保育現場・教育現場における障害理解・人間理解の実際に触れる。
	後期	「保育実践学習Ⅱ」を通して、保育現場・教育現場における障害者の人権と特別支援教育の基本的な考え方を学び、障害理解・人間理解の実際に触れる。
2年次	前期	「保育実践学習Ⅲ」を通して、保育現場・教育現場における知的障害児と肢体不自由児の指導の実際を知り、それぞれの教育における独自性について理解を深める。
	後期	「特別支援教育総論」を通して、特別支援教育の理念や制度を理解する。個別の教育支援計画を作成する必要性や特別支援教育コーディネーターの役割を理解する。また、「保育実践学習Ⅳ」を通して、保育現場・教育現場における障害種別に応じた教育の現状と課題を考える。
3年次	前期	特別支援教育に関する各授業を通して、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の教育の歴史と現状と課題を知る。各障害種別における教育課程と個別の教育支援計画の実際を理解する。
	後期	特別支援教育に関する各授業を通して、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の病態理解のために必要な医学的基礎知識について学ぶ。各障害種別の心理について理解を深める。
4年次	前期	特別支援教育に関する各授業を通して、知的障害児と肢体不自由児の指導の実際を知り、それぞれの教育における独自性について理解を深める。 重複障害、言語障害、情緒障害、発達障害の病態理解のために必要な医学的基礎知識を学び、その心理について理解を深める。また、重複障害、言語障害、情緒障害、発達障害の教育の歴史と現状と課題、内容と方法についての基礎的な知識を身につける。
	後期	「教育実習（特支）」において、講義を通して学んできた特別支援教育の知識・理念を、支援が必要な児童生徒の教育実践につなぐことを目的に、特別支援学校での教育実習に臨む。

様式第7号ウ（特支）

＜乳児保育学科＞（認定課程：特支一種免）（基礎免許状となる課程：幼一種免）

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称										
		基礎となる教諭の免許状に関する履修カリキュラム					特別支援教諭免許状に関する履修カリキュラム					
		科目区分	必要事項	科目名称	教科(領域)に関する専門的事項	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	科目区分	中心領域	科目名称	その他教職課程に関連のある科目	
1年次	前期	1-1	A	環境領域指導法Ⅰ	幼児と表現	算数	日本国憲法				特別支援教育総合演習	
						音楽(器楽)	体育(講義)				保育実践学習Ⅰ	
						基礎造形	情報処理演習Ⅰ					
	後期					健康教育						
						保育原理						
						保育者論						
2年次	前期	1-1	A	環境領域指導法Ⅱ	幼児と健康	国語	体育(実技)				保育実践学習Ⅱ	
		2	B	教育学概論	幼児と環境	音楽(器楽)	英語					
		2	C	教職論			情報処理演習Ⅱ					
	後期	1-1	A	人間関係領域指導法Ⅰ	幼児と人間関係							保育実践学習Ⅲ
1-1		A	言葉領域指導法Ⅰ									
1-1		A	表現領域指導法Ⅰ									
3年次	前期	1-1	A	健康領域指導法Ⅰ	幼児と言葉	音楽演習Ⅰ		1	特別支援教育総論		保育実践学習Ⅳ	
		1-1	A	表現領域指導法Ⅱ								
		2	D	教育制度					3	知	知的障害教育論Ⅰ	
		2	E	教育心理学					3	肢	肢体不自由教育論Ⅰ	
2		G	教育課程論					3	病	病弱教育論		
後期	2	G	教育課程論					6	視	視覚障害教育論		
	4		教育実習(幼)					6	聴	聴覚障害教育論		
4年次	前期	1-1	A	人間関係領域指導法Ⅱ				2	知	知的障害者の心理・生理・病理		
		3	K	教育方法・技術論				2	肢	肢体不自由者の心理・生理・病理		
		3	M	教育相談				2	病	病弱者の心理・生理・病理		
		4		教育実習(幼)				5	視	視覚障害者の心理・生理・病理		
	後期								5	聴	聴覚障害者の心理・生理・病理	
1-1		A	保育内容総論					5	LD	重複障害者等の心理・生理・病理		
3		O	幼児理解					3	知	知的障害教育論Ⅱ		
4年次	後期							3	肢	肢体不自由教育論Ⅱ		
		4		教職実践演習(幼)				6	LD	重複障害等教育論		
								8		教育実習(特支)		